

最低賃金が法律で改定される前に、賃金をUPすると助成金を申請できるってご存知ですか？

毎年10月頃、最低賃金が改定されますが、先行して9月頃までにパートさん等全員の給与を3%UPすると、助成金が労働局から支給されます。受給額は、人数(週20時間以上労働・学生以外)に応じて裏面の通りとなります。法人・個人事業ともに対象となります。

ちなみに既に今の給与が最低賃金以上であっても、そこから3%UPすれば申請可能です。ご興味がある場合は、7/31までに出張無料相談会にお申し込み下さい。一度受給すると、来年以降も受給できる可能性もあります。申請代行のお見積りも無料です。

参考	H29 最低賃金	*H30 最低賃金	R1 予想	*の3%UP
大阪府	909	936(+27)	963(+27)	965(+29)
兵庫県	844	871(+27)	898(+27)	898(+27)
京都府	856	882(+26)	908(+26)	909(+27)

出張無料相談会のお申し込み→FAX：072-805-0662

下記記入の上 FAX 下さい。折り返しこちらからお電話させていただきます。

お名前(代表者様限定)	
お電話番号(携帯可)	
出張希望場所	〒
出張日時：平日の10時又は16時で 第3希望までご記入下さい	① 月 日() 10時 ⇔ 16時 ② 月 日() 10時 ⇔ 16時 ③ 月 日() 10時 ⇔ 16時

☆士業の方も歓迎します ☆その他の助成金の相談も可能です

(正社員化コース・高年齢者無期雇用転換コース・出生時両立支援コース等)



社会保険労務士
神田 裕

神田裕社会保険労務士事務所
〒573-1192 大阪府枚方市西禁野 1-3-27
TEL072-805-0661 FAX072-805-0662
<http://www.srkanda.com/>
srk@lake.ocn.ne.jp
ライン：srkanda0813